

## 富津市普通財産に係る駐車場貸付要綱

平成30年 3 月 7 日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市が所有する普通財産である土地を駐車場として貸し付けることに関し、富津市財務規則（平成8年富津市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 この要綱が適用される駐車場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
大貫駅前駐車場	富津市千種新田字水越356番12
上総湊駅前駐車場	富津市湊字島田652番 1

(対象車両)

第3条 駐車場に駐車できる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（積載量2トン以下、長さ5メートル以内、幅1.9メートル以内のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車とする。

(貸付期間)

第4条 駐車場の貸付期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内（貸付開始日が4月2日以後である場合は、当該開始日から同日後最初の3月31日までの期間）で、1箇月を単位とする。ただし、更新することを妨げない。

(貸付料等)

第5条 駐車場の貸付料は、次のとおりとする。

名 称	月 額
大貫駅前駐車場	4,000円
上総湊駅前駐車場	4,000円

- 2 月の途中から貸付けを開始する場合又は月の途中で貸付けを終了する場合の当該月の貸付料は、当該月における貸付日数が15日未満であるときは前項に規定する貸付料月額半額の半額とし、15日以上であるときはその全額とする。
- 3 市長は、貸付料について、経済情勢の変動等により適正を欠くと認められると

きは、貸付期間中であってもこれを改定することができる。

4 市長は、前項の規定により貸付料を改定する場合は、駐車を借り受けた者に対して、改定する日の2箇月前までにその旨を通知しなければならない。

(借受申請)

第6条 駐車を借り受けようとする者(以下「借受希望者」という。)は、借受開始日の7日前までに、駐車借受申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付承認決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、その決定内容について、借受希望者に対して駐車貸付承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付承認決定をしたときは、当該承認決定を受けた者(以下「借受人」という。)と駐車貸借契約(以下「契約」という。)を締結するものとし、契約締結後に貸付承認証(別記第3号様式)を交付するものとする。

3 借受人は、駐車を利用する際には、駐車する車両内の外から見やすい場所に貸付承認証を掲示しなければならない。

4 借受人は、承認を受けた事項に変更が生じた場合は、駐車貸付承認内容変更届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、貸付料の未納がある者については、貸付承認決定をしないものとする。

(借受けの終了)

第8条 借受人は、貸付期間の満了日前に駐車の借受けを終了しようとするときは、当該満了日前に駐車貸借契約解除申出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 借受人は、駐車の借受けを終了する場合は、利用終了日後7日以内に貸付承認証を市長に返還しなければならない。

(貸付料の納付)

第9条 借受人は、市長が発行する納入通知書により、指定した期日までに貸付料を納付しなければならない。

(転貸等の禁止)

第10条 借受人は、貸付承認を受けた駐車を他人に転貸し、担保の目的に供し、又は貸付けに係る権利を譲渡してはならない。

(維持管理等)

第11条 借受人は、利用する駐車区画を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 市長は、駐車場の補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を制限し、又は駐車位置の変更等を行うことができる。

3 市長は、前項に規定する利用の制限等を行う場合は、借受人に対して、当該制限等をする日の1箇月前までにその旨を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(禁止行為)

第12条 借受人は、駐車場内において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の車両等の駐車及び通行を妨げること。

(2) 駐車場の形状に変更を加えること。

(3) 施設、工作物、駐車中の他の車両等を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。

(4) ごみその他の汚物を捨てること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(契約の解除等)

第13条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 借受人が貸付料を滞納したとき。

(2) 借受人が前条に規定する禁止行為を行ったとき。

(3) 駐車場用地を公用又は公共の用に供するとき。

(4) 借受人が法令、この要綱又は契約事項に違反したとき。

2 借受人は、市長から前項第1号、第2号又は第4号の規定により契約を解除する旨の通知を受けたときは、直ちに駐車を明け渡さなければならない。この場合において、契約の解除後、借受人が駐車場から車両その他の残留物（以下「車両等」という。）を撤去しない場合は、市長は、当該借受人が車両等の所有権を

放棄したものとみなし、当該車両等を任意に処分し、これに要した費用を当該借受人に請求することができる。

3 前項の通知を受けた者は、当該通知の日から1箇月以内に駐車場の明渡し日までの貸付料を支払わなければならない。

4 市長は、第1項第3号の規定により契約を解除する場合は、借受人に対して、契約を解除する日の2箇月前までに、文書によりその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定により契約を解除する場合の貸付料については、第5条第2項を準用する。

(損害賠償)

第14条 市長は、借受人が天変地異による損害、第三者の事故等による損害、前条第1項の契約の解除による損害を受けた場合は、その賠償の責めを負わない。

2 借受人は、駐車場の利用に際して市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の貸付けに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(準備行為)

2 駐車場の貸付けの実施に関し必要な借受申請、貸付承認（不承認）決定、賃貸借契約その他の準備行為は、平成30年4月1日前においても行うことができる。

附 則（平成31年1月30日富津市告示第12号）

この告示は、公示の日から施行する。